

小規模多機能事業所まほろば 重要事項説明書（介護予防）

1. 事業者の概要

(1) 事業者

法人名	社会福祉法人 永世会
所在地	坂出市西庄町79番地1
電話番号	(0877)45-8880
代表者氏名	理事長 上里好子
設立年月	平成7年6月19日

(2) 提供できるサービスの種類

名称	小規模多機能事業所まほろば
種類	小規模多機能型居宅介護
指定番号	坂出市3790300127号

(3) 職員体制

	員数
管理者	1名
計画作成担当者	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	常勤換算8名以上 (うち常勤1名以上)

(4) 設備の概要

定員	登録 29名 通い 18名 宿泊 9名
食堂・リビング	1室 (90.35㎡)
浴室	一般浴槽
宿泊室	9室

(5) 営業日等

営業日 休業日	24時間営業 (年中無休)
サービス 提供時間	通い 午前9時～午後4時 宿泊 午後4時～午前9時 訪問 24時間

(6) 事業実施区域

坂出市E圏域 (西庄町・加茂町・府中町)

2. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

担当 管理者 坂出市西庄町88番地1 電話 (0877)45-6638

3. サービス内容

(1) 通いサービス

食事：食事の提供及び食事の介助をします。食事は食堂でとっていただくよう配慮します。

身体状態、嗜好、栄養バランスに配慮し、提供します。

排泄：利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴：利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。

機能訓練：利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

健康チェック：血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。

送迎：利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行いません。

(2) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

(3) 訪問サービス

①利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

②訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気含む）は無償で使用させていただきます。

③訪問サービスの提供にあたっては、医療行為は提供できません。

(4) 相談・助言等

利用者やその家族等の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画

事業所の計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定めます。

(6) 介護予防サービス計画

事業所の計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービスを提供するために、利用者の解決すべき課題の把握やサービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成します。

4. 料金

基本料金および加算等は厚生労働大臣の定める基準に準ずるものとします。重要事項説明書【別紙】に定める料金に変更があった場合は、事前に文書又は電磁的方法（電子メール等）にて通知します。

要介護認定申請中にご利用される場合は、認定後の要介護度に基づいた料金を、申請日に遡って請求させていただきます。なお認定の結果、非該当（自立）となった場合、ご利用は結果が確認される日までとし、料金は「要支援1」の10割負担額を請求させていただきます。利用者負担割合は、「介護保険負担割合証」の内容が優先になります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合の超過額、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合は全額をご負担いただきます。

支払方法は、利用当該月分を翌月27日（金融機関休業日の場合は直近の次営業日）に口座振替とさせていただきます。

取引金融機関は、百十四銀行、マリネット代金回収サービスに定める提携金融機関となります。

利用当該月の翌月20日までに請求書を発行し、振替後、領収書を発行いたします。なお、口座振替手数料として、ゆうちょ銀行10円（税別）、その他金融機関100円（税別）をあわせて引き落としさせていただきます。

また、1ヶ月毎（月末締）の現金払いもできます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

計画作成担当者の事前面接により、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する介護予防サービス計画の内容に沿い、事業者の計画作成担当者が介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します。

(2) サービスの終了

● ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し出ください。

● 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

● 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が要介護と認定された場合
- ・ 坂出市外に転居された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

● その他

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者またご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ ご利用者が入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合またはご利用者またはご家族などが事業者や事業者のサービス従業者または他の利用者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、事業者は文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。
- ・ ご利用者のサービス料金の支払いが、正当な理由もなく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合、事業者は文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 事業者のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業所の職員は、通いを中心として、要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する必要な援助を行います。

短期利用居宅介護の場合は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとします。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 風邪など病気の際は「通い」「宿泊」サービスの提供をお断りすることがあります。
- ・ 「通い」「宿泊」サービスの提供利用当日、健康チェックを受けて異常がある場合には「通い」「宿泊」サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。
- ・ 体調不良等によるサービスの中止変更は出来ます。ただし定員数分の予約が入っている日には振替できませんのでご了承ください。
- ・ 設備器具を利用したい場合は、職員の指示により利用できます。

(3) 身体的拘束の適正化について

施設の従業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録いたします。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	(病院名) (氏名)	(電話)
緊急時 指定病院	(病院名)	(電話)
ご家族	(氏名)	(自宅電話) (携帯電話)
ご家族	(氏名)	(自宅電話) (携帯電話)

8. 事故発生時の対応

利用者に事故があった場合は、利用者の生命、身体の安全を最優先に対応したうえで、速やかに市町村とご家族の方に連絡をとります。その後、事故にいたる経緯や事情を利用者やご家族に説明します。事故原因に応じて事故防止対策を検討し、事故責任が施設等にあることが判明した場合は速やかに損害賠償を行います。

9. 非常災害対策

消防法に規定する防火管理者を設置しております。消火、通報及び避難の訓練を年2回実施しています。

10. 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合にあっては、利用者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、研修及び実施をしています。

11. 感染症予防及びまん延防止について

感染症予防及びまん延防止のための訓練、研修を年2回実施しています。

12. 虐待防止について

管理者を虐待防止の担当者とし、虐待防止検討委員会の設置し、指針に基づき虐待の防止の徹底をおこないます。虐待防止のための従業員に対する研修を年1回実施するとともに、新規採用時には虐待の防止のための研修を実施しています。

13. サービス内容に関する苦情

(1) 事業者苦情窓口

管理者	坂出市西庄町 88 番地 1	電話	(0877) 45-6638
-----	----------------	----	----------------

(2) その他窓口

香川県国民健康保険団体連合会	高松市福岡町 2 丁目 3 番 2 号	電話	(087) 822-7453
----------------	---------------------	----	----------------

坂出市かいご課	坂出市室町 2 丁目 3 番 5 号		(0877) 44-5090
---------	--------------------	--	----------------

第三者委員 木村 敦子	坂出市江尻町 576 番地		(0877) 46-0206
-------------	---------------	--	----------------

第三者委員 船井 康雄	坂出市旭町 2 丁目 1 番 11 号室町タウン東		(0877) 85-8945
-------------	---------------------------	--	----------------

(3) 苦情解決の方法

管理者を苦情解決責任者とし、苦情解決検討委員会を設置し解決方法を検討する。15日以内にその改善方法等について苦情申出人と話し合いを持ち、速やかな改善に努めます。

令和 年 月 日

事業者の介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	説明者
所在地 坂出市西庄町 79 番地 1	事業所名 小規模多機能事業所まほろば
法人名 社会福祉法人 永世会 印	説明者氏名

私は、重要事項説明書の説明を受け、了承しました。なお、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を提供することに同意します。

利用者	代理人
住所	住所
氏名	氏名

小規模多機能事業所まほろば 重要事項説明書（介護予防）【別紙】

(1) 介護予防小規模多機能居宅介護サービスの利用料

【基本料金】

	負担割合（1割）	負担割合（2割）	負担割合（3割）
要支援1	3,450円/月	6,900円/月	10,350円/月
要支援2	6,972円/月	13,944円/月	20,916円/月

・月途中から登録した場合、又は月途中にて登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした基本料金をお支払いいただきます。

【加算】当施設の体制やご本人様の状況等により、以下の加算を算定いたします。

	負担割合（1割）	負担割合（2割）	負担割合（3割）	
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日	登録した日又は30日を超える入院後に利用した場合（30日を限度）
若年性認知症利用者受入加算	800円/月	1,600円/月	2,400円/月	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200円/月	2,400円/月	3,600円/月	（Ⅱ）の要件を満たし、①地域資源の活用②世代間の交流の場の拠点③事例検討会の実施④市町村が実施する事業への参加 ①～④のうちいずれか1つ以上行っている場合
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800円/月	1,600円/月	2,400円/月	利用者の地域における活動が確保されるよう、日常的に地域と交流を図り、対応している場合
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/回	40円/回	60円/回	口腔と栄養の状態について、スクリーニングを行った場合（6月毎）
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月	厚生労働省が定める項目について提出し、必要に応じて計画の見直し等を行っている場合
生産性向上推進体制強化加算（Ⅰ）	100円/月	200円/月	300円/月	Ⅱの要件を満たし、職員間の適切な役割分担等を行った場合
生産性向上推進体制強化加算（Ⅱ）	10円/月	20円/月	30円/月	見守り機械等のテクノロジーを1つ以上導入しサービスの質の確保を検討する。1年以内ごとに1回取り組みによる効果を示すデータを提供
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750円/月	1,500円/月	2,250円/月	介護福祉士の占める割合が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640円/月	1,280円/月	1,940円/月	介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350円/月	700円/月	1,050円/月	常勤職員の占める割合が40%以上又は常勤職員60%以上の場合
令和6年5月までの処遇改善加算（介護サービス料金に割合を乗じた額）				
介護職員（Ⅰ）	10.2%	10.2%	10.2%	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行った場合
介護職員等特定（Ⅰ）	1.5%	1.5%	1.5%	サービス提供体制強化加算で最も高い区分を算定している場合
介護職員等ベースアップ	1.7%	1.7%	1.7%	介護職員処遇改善Ⅰ～Ⅲいずれかを算定
令和6年6月からの処遇改善加算（介護サービス料金に割合を乗じた額）				
介護職員等（Ⅰ）	14.9%	14.9%	14.9%	Ⅱの要件を満たし職員の月額賃金改定に取り組んでいる場合
介護職員等（Ⅱ）	14.6%	14.6%	14.6%	職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行った場合

(2) 短期利用居宅介護サービスの利用料

【基本料金】

	負担割合 (1割)	負担割合 (2割)	負担割合 (3割)
要支援 1	424 円	848 円	1,272 円
要支援 2	531 円	1,062 円	1,593 円

【加算】当施設の体制やご本人様の状況等により、以下の加算を算定いたします。

	負担割合 (1割)	負担割合 (2割)	負担割合 (3割)	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	400 円/日	600 円/日	医師が在宅での生活が困難であると判断した場合 (7日を限度)
サービス提供体制強化加算 (I)	25 円	50 円	75 円	介護福祉士の占める割合が 70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が 25%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (II)	21 円	42 円	63 円	介護福祉士の占める割合が 50%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (III)	12 円	24 円	36 円	常勤職員の占める割合が 40%以上又は常勤職員 60%以上の場合
令和 6 年 5 月までの処遇改善加算 (介護サービス料金に割合を乗じた額)				
介護職員 (I)	10.2%	10.2%	10.2%	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行った場合
介護職員等特定 (I)	1.5%	1.5%	1.5%	サービス提供体制加算で最も高い区分を算定
介護職員等 ^{ベースアップ}	1.7%	1.7%	1.7%	介護職員処遇改善 I～IIIいずれかを算定
令和 6 年 6 月からの処遇改善加算 (介護サービス料金に割合を乗じた額)				
介護職員等 (I)	14.9%	14.9%	14.9%	II の要件を満たし職員の月額賃金改定に取り組んでいる場合
介護職員等 (II)	14.6%	14.6%	14.6%	職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行った場合

(3) その他の料金

- ・食費 朝食 330 円/回 昼食 650 円/回 夕食 600 円/回
- ・宿泊費 1,500 円/回
- ・坂出市島しょ部の方が送迎を希望した場合は、上記料金に有料道路通行費が必要となります。
- ・その他、レクリエーション費用等は自己負担となります
- ・受診時の交通費 (タクシー代等) は自己負担となります。